

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆
☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆
☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆
☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆
☆☆ 多 久 市 議 会 定 例 会 議 案 ☆☆☆☆☆☆☆☆☆
☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆
☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆
☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆
☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

令和 3 年 3 月 1 日 提出

多 久 市

目 次

ページ

議案甲第 1 号	多久市地域公共交通会議条例の一部を改正する条例…	1
議案甲第 2 号	多久市職員特殊勤務手当支給条例及び多久市国民健康保険条例の一部を改正する条例……………	3
議案甲第 3 号	多久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例……	5
議案甲第 4 号	多久都市計画事業多久駅周辺土地区画整理事業施行に関する条例の一部を改正する条例……………	7
議案甲第 5 号	多久市営住宅条例及び多久市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例……………	9
議案甲第 6 号	佐賀県市町総合事務組合理約の変更について…………	1 3
議案甲第 7 号	第 5 次多久市総合計画について……………	1 5
議案甲第 8 号	市道路線の認定について……………	1 6
議案乙第 1 号	令和 3 年度多久市一般会計予算……………	別冊
議案乙第 2 号	令和 3 年度多久市給与管理・物品調達特別会計予算…	別冊
議案乙第 3 号	令和 3 年度多久市土地区画整理事業特別会計予算……	別冊
議案乙第 4 号	令和 3 年度多久市公共下水道事業特別会計予算…………	別冊

議案乙第 5 号	令和 3 年度多久市農業集落排水事業特別会計予算……別冊
議案乙第 6 号	令和 3 年度多久市宅地造成事業特別会計予算……………別冊
議案乙第 7 号	令和 3 年度多久市国民健康保険事業特別会計予算……別冊
議案乙第 8 号	令和 3 年度多久市後期高齢者医療特別会計予算……………別冊
議案乙第 9 号	令和 3 年度多久市病院事業会計予算……………別冊
議案乙第 10 号	専決処分の承認について（令和 2 年度多久市一般会計 補正予算（第 8 号））…………… 2 4
議案乙第 11 号	専決処分の承認について（令和 2 年度多久市一般会計 補正予算（第 9 号））…………… 2 6
議案乙第 12 号	令和 2 年度多久市一般会計補正予算（第 10 号）……別冊
議案乙第 13 号	令和 2 年度多久市給与管理・物品調達特別会計 補正予算（第 4 号）……………別冊
議案乙第 14 号	令和 2 年度多久市土地区画整理事業特別会計補正予算 （第 2 号）……………別冊
議案乙第 15 号	令和 2 年度多久市公共下水道事業特別会計補正予算 （第 3 号）……………別冊

議案乙第 1 6 号	令和 2 年度多久市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号) ……………別冊
議案乙第 1 7 号	令和 2 年度多久市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 4 号) ……………別冊
議案乙第 1 8 号	令和 2 年度多久市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 3 号) ……………別冊
議案乙第 1 9 号	令和 2 年度多久市病院事業会計補正予算 (第 3 号) …別冊

議案甲第 1 号

多久市地域公共交通会議条例の一部を改正する条例

多久市地域公共交通会議条例（平成 25 年多久市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「乗合」を削り、「事項」の次に「及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）の規定に基づき、地域公共交通計画の作成及び実施に関する事項」を加える。

第 2 条中「ものとする」を削り、同条第 4 号を第 6 号とし、第 3 号の次に次の 2 号を加える。

（4） 地域公共交通計画の作成及び変更に関する事項

（5） 地域公共交通計画の実施に関する事項

第 2 条に次の 1 項を加える。

2 交通会議は、地域公共交通計画に位置付けられた事業を実施する。

第 6 条に次の 1 項を加える。

4 会議は原則として公開する。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和 3 年 3 月 1 日

多久市長 横 尾 俊 彦

(提案理由)

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第 2 号

多久市職員特殊勤務手当支給条例及び多久市国民健康保険条例の 一部を改正する条例

（多久市職員特殊勤務手当支給条例の一部改正）

第 1 条 多久市職員特殊勤務手当支給条例（昭和 4 5 年多久市条例第 6 号）の
一部を次のように改正する。

附則第 3 項中「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の
政令（令和 2 年政令第 1 1 号）第 1 条に規定するものをいう。」を「病原体
がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共
和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報
告されたものに限る。）であるものに限る。」に改める。

（多久市国民健康保険条例の一部改正）

第 2 条 多久市国民健康保険条例（昭和 3 4 年多久市条例第 1 3 号）の一部を
次のように改正する。

附則第 3 条第 1 項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 2 4 年
法律第 3 1 号）附則第 1 条の 2 に規定する新型コロナウイルス感染症（以下
「新型コロナウイルス感染症」という。）」を「新型コロナウイルス感染症
（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中
華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが
新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）」に改
める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の多久市職員特殊勤務手当支給条例の規定は、特殊勤務手当を支給すべき日が令和2年4月1日以降に属する場合に適用する。
- 3 第2条の規定による改正後の多久市国民健康保険条例の規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和3年3月1日

多久市長 横 尾 俊 彦

（提案理由）

新型インフルエンザ等特別措置法の改正及び新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の廃止に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第 3 号

多久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

多久市国民健康保険税条例（昭和 29 年多久市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「100 分の 11.83」を「100 分の 10.84」に改める。

第 4 条中「29,000 円」を「26,000 円」に改める。

第 5 条第 1 号中「33,000 円」を「28,700 円」に改め、同条第 2 号中「16,500 円」を「14,350 円」に改め、同条第 3 号中「24,750 円」を「21,525 円」に改める。

第 21 条第 1 号ア中「20,300 円」を「18,200 円」に改め、同号イ(ア)中「23,100 円」を「20,090 円」に改め、同号イ(イ)中「11,550 円」を「10,045 円」に改め、同号イ(ウ)中「17,325 円」を「15,068 円」に改め、同条第 2 号ア中「14,500 円」を「13,000 円」に改め、同号イ(ア)中「16,500 円」を「14,350 円」に改め、同号イ(イ)中「8,250 円」を「7,175 円」に改め、同号イ(ウ)中「12,375 円」を「10,763 円」に改め、同条第 3 号ア中「5,800 円」を「5,200 円」に改め、同号イ(ア)中「6,600 円」を「5,740 円」に改め、同号イ(イ)中「3,300 円」を「2,870 円」に改め、同号イ(ウ)中「4,950 円」を「4,305 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の多久市国民健康保険税条例の規定は、令和 3 年度

以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和２年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

上記の議案を提出する。

令和３年３月１日

多久市長 横 尾 俊 彦

（提案理由）

多久市国民健康保険税を改定するため、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第 4 号

多久都市計画事業多久駅周辺土地区画整理事業施行に関する条例 の一部を改正する条例

多久都市計画事業多久駅周辺土地区画整理事業施行に関する条例（平成 6 年多久市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「抽せん」を「抽選」に、同条第 3 項中「一に」を「いずれかに」に、同項第 1 号中「団体等」を「法人」に改める。

第 27 条第 3 項中「利子は年 6 パーセント」を「利子の利率は法第 103 条第 4 項の規定による換地処分公告の翌日における法定利率（分割徴収する場合にあつては、普通地方長期資金（財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則（昭和 49 年大蔵省令第 42 号）第 15 条第 2 項に規定する普通地方長期資金をいう。）の貸付金利のうち、次の各号に掲げる条件による貸付金に適用される金利と同一の利率（当該貸付利率が法定利率を超えるときは、法定利率））」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 金利方式 固定金利方式
- (2) 償還方法 半年賦元利均等
- (3) 償還期間 5 年以内（据置期間なし）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和 3 年 3 月 1 日

多久市長 横 尾 俊 彦

(提案理由)

土地区画整理法施行令の改正に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第 5 号

多久市営住宅条例及び多久市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正
する条例

(多久市営住宅条例の一部改正)

第 1 条 多久市営住宅条例（平成 9 年多久市条例第 3 5 号）の一部を次のよう
に改正する。

第 5 条第 5 号中「第 3 項若しくは第 4 項」を「第 4 項若しくは第 5 項」に
改める。

第 6 条第 1 項中「老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要が
ある者として規則で定める者（次項、次条第 2 項及び第 5 0 条において「老
人等」という。）にあつては第 2 号から第 5 号まで、」を削り、同項第 1 号
中「、又は」を「、若しくは」に改め、「がある」の次に「、又は、単身世
帯(身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、
居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認
められる者を除く。)である」を加え、同項第 2 号ア中「令第 6 条第 4 項」
を「次項」に改め、同項第 4 号を次のように改める。

(4) 市町村税、国民健康保険税、下水道使用料、保育所保育料、義務教
育学校給食費、住宅使用料に未納がない者であること。

第 6 条第 2 項を次のように改める。

2 前項第 2 号アに規定するその他の特に居住の安定を図る必要があるもの
とは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 障害者基本法（昭和 4 5 年法律第 8 4 号）第 2 条第 1 項に規定する
障害者でその障害の程度がアからウまでに掲げる障害の種類に応じ、
それぞれアからウまでに定める程度である者

ア 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和 2 5 年厚生省令第 1 5
号）別表第 5 号の 1 級から 4 級までのいずれかに該当する程度

イ 精神障害（知的障害を除く。以下同じ。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度

ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度

（2） 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症である者

（3） 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

（4） 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

（5） ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

（6） 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満である者

（7） 同居者に義務教育就学前の児童がある者

第6条に次の1項を加える。

3 市長は、入居の申込みをした者が第1項第1号に規定する身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。

第7条第2項中「（老人等にあつては、同項第2号から第5号まで）」を削る。

第18条の見出しを「（督促）」に改め、同条第2項から第4項までを削

る。

第 39 条及び第 40 条中「令第 11 条」を「令第 12 条」に改める。

第 50 条を次のように改める。

（入居者の資格）

第 50 条 市改良住宅に入居することができる者は、改良法第 18 条の規定により入居する場合を除き、第 6 条（第 6 条第 1 項第 2 号イを除く。）に掲げる条件を具備する者でなければならない。この場合において、第 6 条中「市公営住宅」とあるのは、「市改良住宅」と読み替えるものとする。

第 53 条中「第 50 条第 2 号」を「第 6 条第 1 項第 2 号」に改める。

第 55 条第 1 項中「第 6 条第 2 項」を削り、同条第 2 項中「、第 6 条第 2 項中「前項第 1 号」とあるのは「第 50 条第 1 号」と」を削る。

第 63 条中「、第 17 条」の次に「、第 18 条」を加える。

附則第 8 項及び第 9 項を削る。

（多久市特定公共賃貸住宅条例の一部改正）

第 2 条 多久市特定公共賃貸住宅条例（平成 18 年多久市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 号を次のように改める。

（3） 市町村税、国民健康保険税、下水道使用料、保育所保育料、義務教育学校給食費、住宅使用料に未納がない者であること。

第 4 条中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とする。

第 17 条の見出しを「（督促）」に改め、同条第 2 項から第 4 項までを削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の多久市営住宅条例第18条の規定及び第2条の規定による改正後の多久市特定公共賃貸住宅条例第17条の規定は、令和3年4月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

上記の議案を提出する。

令和3年3月1日

多久市長 横 尾 俊 彦

(提案理由)

入居基準の整理並びに住宅使用料の督促手数料及び延滞金の取扱い変更のため、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第 6 号

佐賀県市町総合事務組合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、佐賀県市町総合事務組合の事務所を移転し、同組合が共同処理する事務として、設置、管理及び運営する会館の名称を変更するため、佐賀県市町総合事務組合規約を別紙のとおり変更することについて、同法第 290 条の規定により市議会の議決を求める。

上記の議案を提出する。

令和 3 年 3 月 1 日

多久市長 横 尾 俊 彦

（提案理由）

佐賀県市町総合事務組合の事務所を移転し、同組合が管理する会館の名称を変更するため、同組合の規約を変更する必要があるので、この案を提出する。

(別紙)

佐賀県市町総合事務組合理約の一部を改正する理約

佐賀県市町総合事務組合理約（平成１９年佐賀県指令１８市町村第０１００
１４号）の一部を次のように変更する。

第３条第１０号中「自治会館」を「佐賀県市町会館」に改め、第４条中「佐
賀市城内一丁目５番１４号」を「佐賀市堀川町１番１号」に改める。

附 則

この理約は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２８６条第１項の規
定による知事の許可のあった日から施行する。

議案甲第 7 号

第 5 次多久市総合計画について

第 5 次多久市総合計画を別冊のとおり定めたいので、多久市議会基本条例（平成 23 年多久市条例第 4 号）第 9 条第 1 項及び多久市総合計画条例（平成 31 年多久市条例第 1 号）第 5 条の規定に基づき、市議会の議決を求める。

上記の議案を提出する。

令和 3 年 3 月 1 日

多久市長 横 尾 俊 彦

（提案理由）

多久市における総合的かつ計画的な行政運営を図るため、この案を提案する。

議案甲第 8 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、市道路線を次のとおり認定する。

路線番号	路線名	起 点
		終 点
1030	筋原 4 号線	北多久町大字小侍 1089 番 9 地先
		北多久町大字小侍 1119 番 145 地先
1031	筋原 5 号線	北多久町大字小侍 1119 番 357 地先
		北多久町大字小侍 1119 番 334 地先
1032	筋原 6 号線	北多久町大字小侍 1036 番 1 地先
		北多久町大字小侍 583 番 7 地先
1033	筋原 7 号線	北多久町大字小侍 591 番 2 地先
		北多久町大字小侍 561 番 1 地先
1034	西砂原 2 号線	北多久町大字小侍 823 番 6 地先
		北多久町大字小侍 823 番 7 地先
1035	多久駅南公園線	北多久町大字小侍 830 番 3 地先
		北多久町大字小侍 1015 番 21 地先
1036	梅木河畔線	北多久町大字小侍 862 番 3 地先
		北多久町大字小侍 841 番 4 地先
1037	長峰河畔線	北多久町大字小侍 1009 番 4 地先
		北多久町大字小侍 1016 番 1 地先

上記の議案を提出する。

令和 3 年 3 月 1 日

多久市長 横 尾 俊 彦

(提案理由)

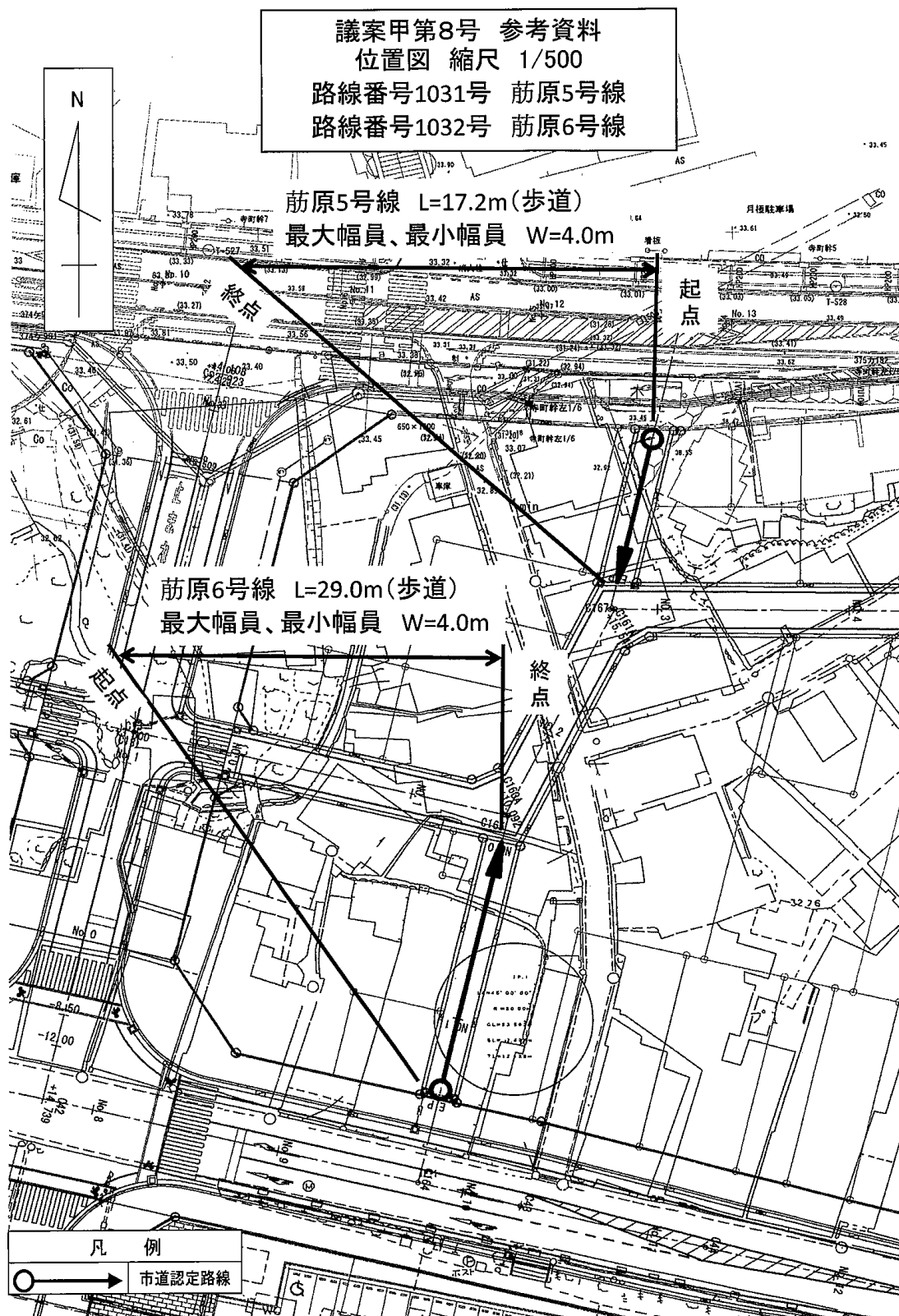
多久都市計画事業多久駅周辺土地区画整理事業の道路整備により、8路線を認定する必要があるため、この案を提案する。

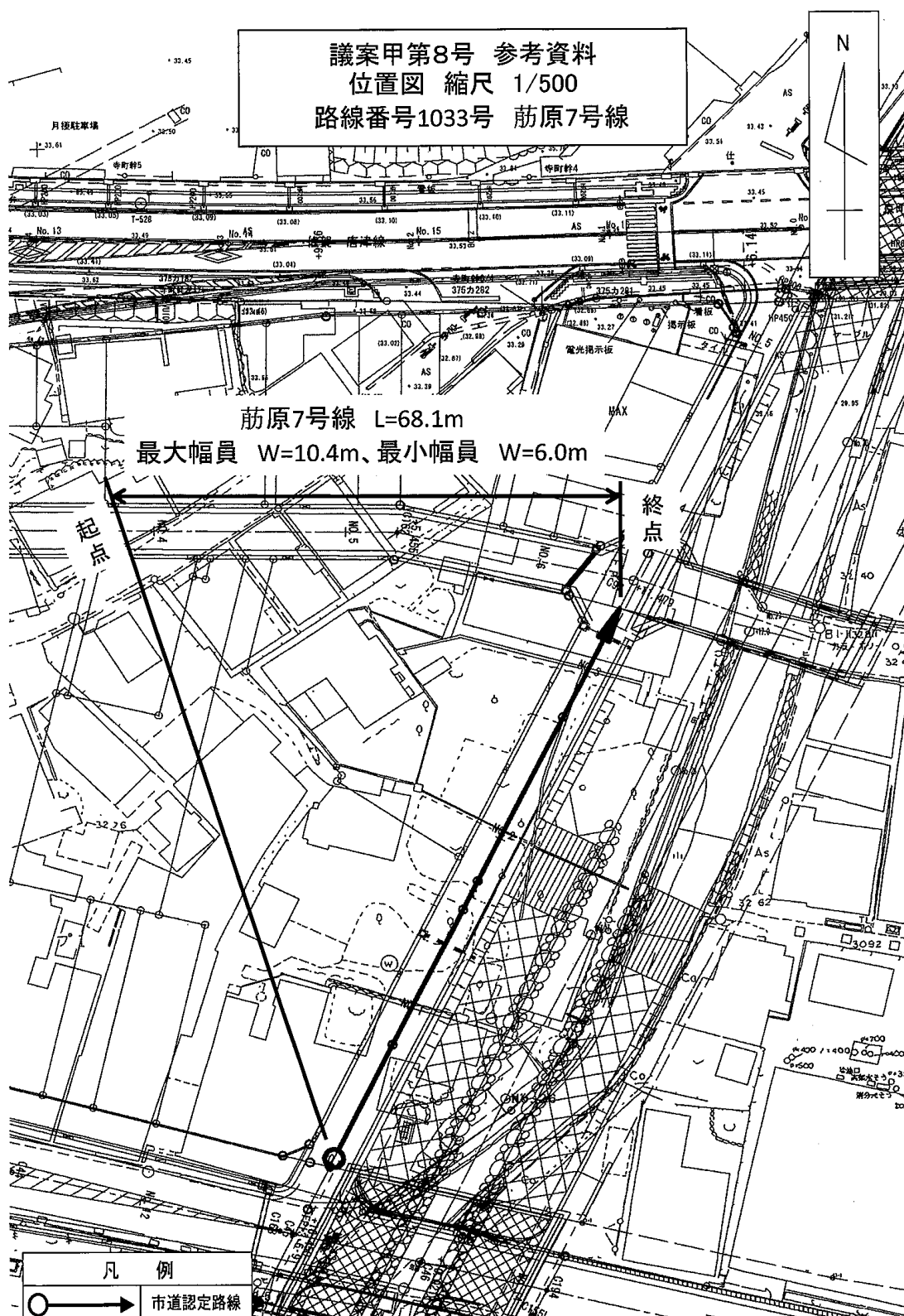
議案甲第8号 参考資料
位置図 縮尺 1/500
路線番号1030号 筋原4号線

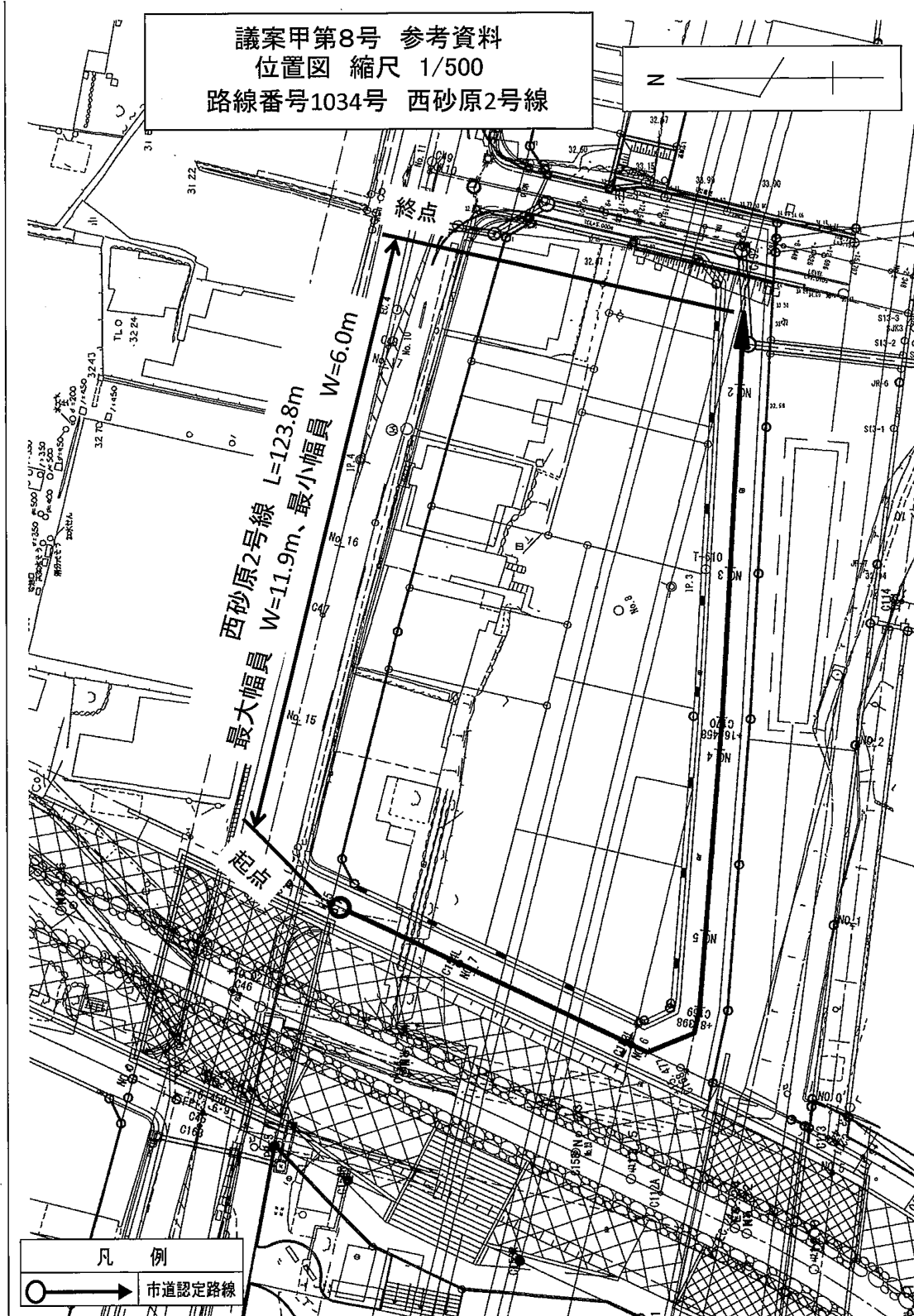
筋原4号線 L=29.4m(歩道)
最大幅員、最小幅員 W=4.0m

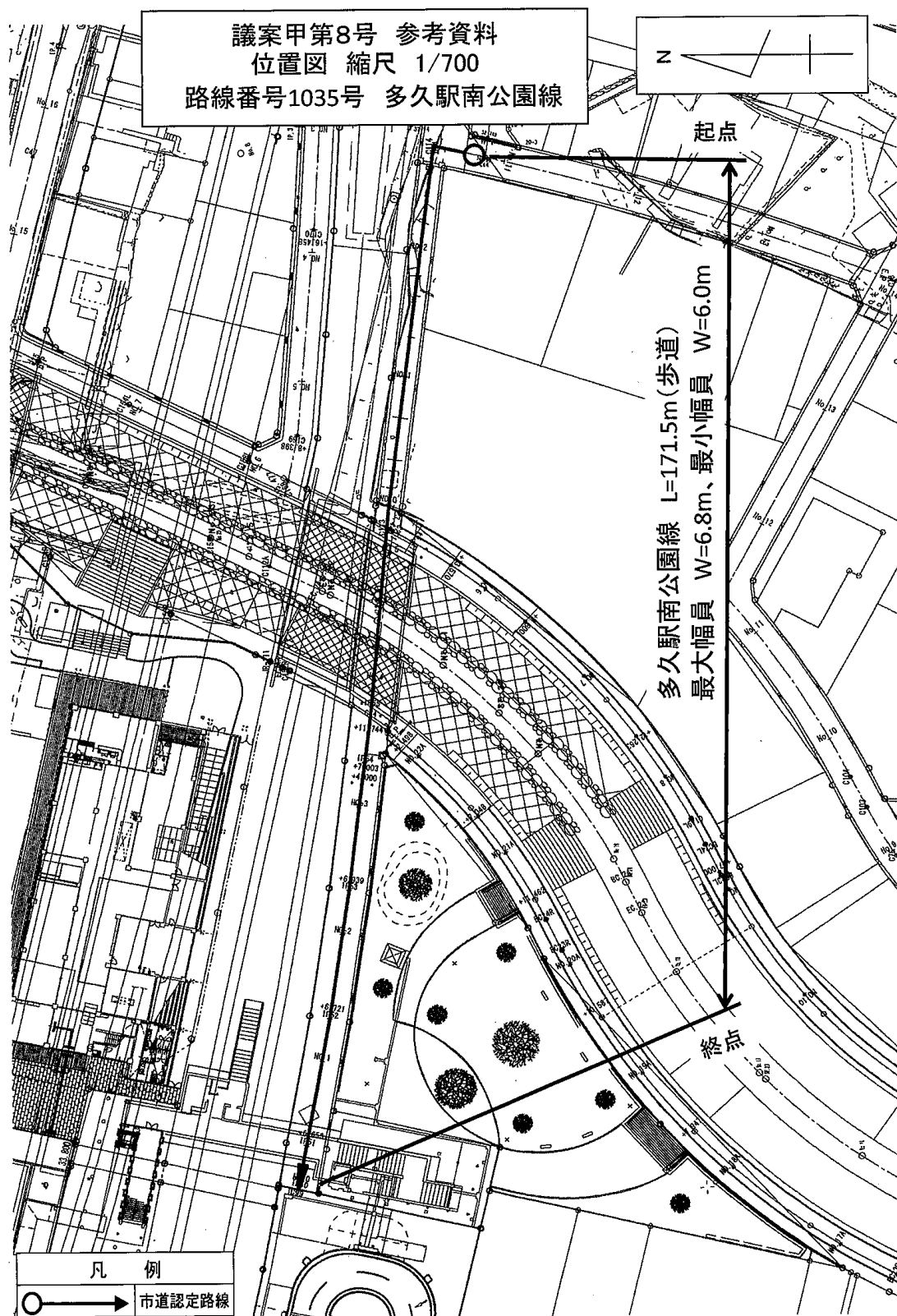
終点 起点

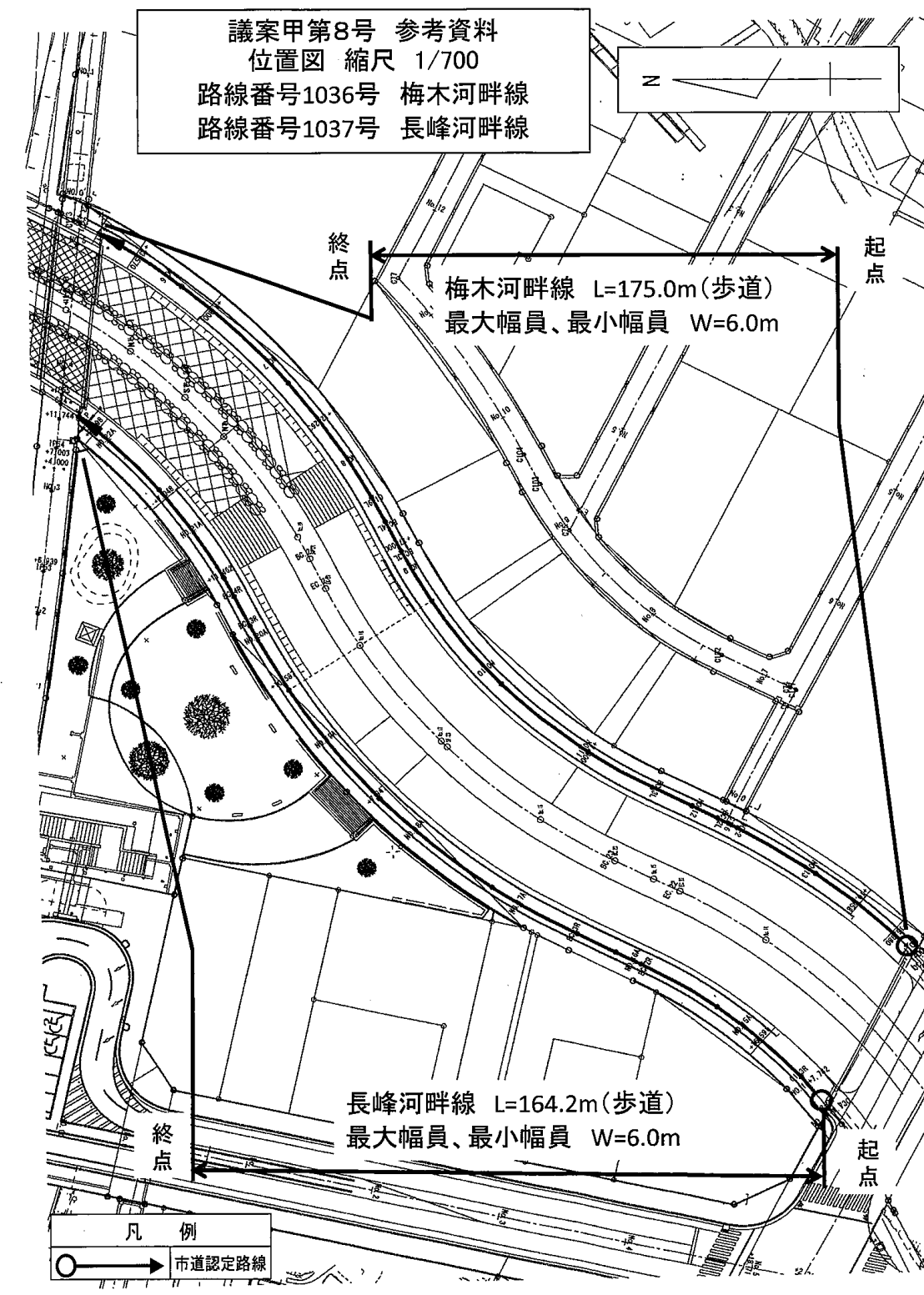
凡 例
○ → 市道認定路線











議案乙第 10 号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、令和 2 年度多久市一般会計補正予算（第 8 号）について、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、市議会の承認を求める。

令和 3 年 3 月 1 日

多久市長 横 尾 俊 彦

（提案理由）

令和 2 年度多久市一般会計補正予算（第 8 号）を専決処分したので、承認を求める必要がある。

専決第 9 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、令和 2 年度多久市一般会計補正予算（第 8 号）について、別冊のとおり専決処分する。

令和 2 年 12 月 16 日

多久市長 横 尾 俊 彦

議案乙第 1 1 号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、令和 2 年度多久市一般会計補正予算（第 9 号）について、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、市議会の承認を求める。

令和 3 年 3 月 1 日

多久市長 横 尾 俊 彦

（提案理由）

令和 2 年度多久市一般会計補正予算（第 9 号）を専決処分したので、承認を求める必要がある。

専決第 1 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、令和 2 年度多久市一般会計補正予算（第 9 号）について、別冊のとおり専決処分する。

令和 3 年 1 月 19 日

多久市長 横 尾 俊 彦